

公的関与の基準関係資料

<本県の造林適地と傾斜の関係について>

H30年11月県第3回専門部会資料

【考え方】

本県特有の積雪条件を踏まえると、スギの造林適地は傾斜25度以下であると考えられる。

【参考】

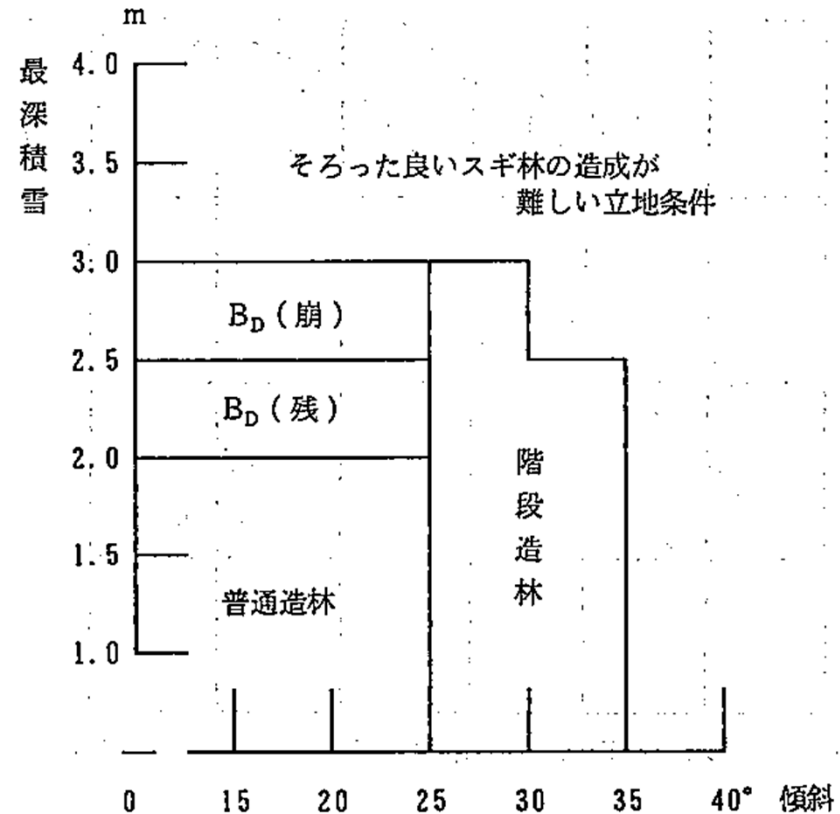
「湿性多雪地帯におけるスギ人工林の雪害と育林技術」(1989新潟県林業試験場)より

○傾斜による制限

- ・ 積雪の移動が大きい場所では、植栽直後から雪害が多発するので成林が難しくなる。
- ・ 傾斜が25度以下なら安定地と考えてよい。
- ・ 平均最深積雪が2.5mを超える豪雪地帯では30度以上、多雪地帯においても35度以上の急峻地になると成林率が低くなるケースが多いので造林は避けた方が安全である。

○造林適地

- ・ 積雪深と生長の関係や傾斜度によって制限され、これをまとめると図のようになる。



< 林地生産力について（国の取扱い） >

【考え方】

国は、成長量や林道等からの距離の計測値等に基づく林地生産力を木材等生産機能の評価尺度としている。

【参考】

「森林の機能別調査実施要領の制定について」(昭和52年1月(最終改正平成24年3月)林野庁)より

○機能の評価尺度

- ・ 木材等生産機能については林地の生産力をポテンシャルの評価尺度とする。

○機能評価の基準

- ・ 木材等生産機能の判定は、立地級調査による将来地位級の計測値等に基づき、次の基準により評価区分する。

H: 地位級8以上の森林であって地利が1等地のもの

M: 地位級5以上8未満の森林であって地利が1等地のもの

L: H及びM以外の森林

○地位級及び地利級

- ・ 地位級は、主要な樹種別に伐期総平均成長量を m^3 単位の等級に区分したもの
- ・ 地利は、林班ごとにその中心から林道または道路までの距離について調査を行い、その結果を区分したもの(1等地は500m未満)

<条件が不利な経済林について（国の取扱い）>

H29年12月県第4回検討委員会資料

【考え方】

国は、施業の対象(集材の範囲)を車道からの距離300m以内と考えている。

【参考】

「森林・林業基本計画 関係資料」(平成28年5月 林野庁)より

路網整備の考え方

○基本的な考え方

- ・林地生産力が比較的高い林分等については、森林施業を積極的に実施することを前提として、効率的な施業に必要な路網を整備

○路網整備水準の考え方

- ・車両系を主体とする作業システムについては、作業ポイントからの最遠集材距離が200m程度となるよう整備
- ・架線系を主体とする作業システムについては、最遠集材距離が300m以下となるよう整備

＜路網整備の考え方について（国の取扱い）＞

H30年11月県第3回専門部会資料

森林・林業基本計画関係資料（H28年5月林野庁）

林地生産力が比較的高い林分を対象とした
地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

（単位：m/ha、m）

区分	作業	林道等	森林作業道	路網密度	最大到達距離	
					林道等から	森林作業道から
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	35～50	65～200	100～250	150～200	30～75
中傾斜地 (15～30°)	車両系	25～40	50～160	75～200	200～300	40～100
	架線系		0～35	25～75		100～300
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～25	45～125	60～150	300～500	50～125
	架線系		0～25	15～50		150～500
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	500～1500	500～1500

<広葉樹（里山、ブナ林等）について>

H29年12月県第4回検討委員会資料

【設定条件の考え方】

森林の混み具合を示す収量比数(R_y)※に着目し、 $R_y=0.8$ 以上の森林を対象としてはどうか

※収量比数(R_y)

- ・森林内に存在する木の本数が適正であるかを判断するために用いる指標。最も混んだ状態を $R_y=1.0$ とする。
- ・広葉樹(ブナ)の場合、 $R_y=0.8$ 以上になると過密であり、間伐が必要と判断される。
(「新潟県におけるブナ林二次林の施業指針(新潟県林業改良協会)」より)

【対象面積の算定】

新潟県が実施した森林資源モニタリング調査において、高木性広葉樹の森林が $R_y=0.8$ 以上と判定された割合で推計

森林資源モニタリング調査の結果

- ・高木性広葉樹林の箇所数141(①)、うち収量比数 $R_y=0.8$ 以上であった箇所数16(②)

よって、本県の広葉樹林面積が35.5万haであることから、過密林は $35.5\text{万ha} \times \text{②} / \text{①} \div 4\text{万ha}$

<生産森林組合、記名共有林、財産区有林について>

H29年12月県第4回検討委員会資料

形態		定義	団体数	面積 (ha)		
				人工林	天然林等	
私有林	生産森林組合 所有林	・組合員が森林経営を目的として設立した 協同組合(生産森林組合)が所有する森林	174	51,605	5,102	46,503
	記名共有林	・地域住民等で構成される集団が所有する 森林	※1	48,778	4,172	44,606
公有林	財産区有林	・市町村の一部(財産区)が所有する森林	約50 ※2	6,110	955	5,155

出典：林政課「平成27年度新潟県内森林組合の現状」、治山課「平成27年度地域森林計画書」

※1 一人が複数の共有林に含まれたり、同じ共有林でも登記簿上の代表者が異なる等、まとまりを特定出来ないため集計不可。

※2 同じ財産区でも登記簿上の名称が異なる等、正確な数字の特定が困難。

<公有林、公社分収林について>

H30年11月県第3回専門部会資料

	県・市町村有林	県・市町村行造林	公社分収林
私・公区分	公有林	公有林	私有林
管理者	県・市町村	県・市町村	農林公社
所有者	県・市町村	土地:所有者 立木:分収	土地:所有者 立木:分収
主な財源	国造林補助金、公庫等借入金、県・市町村債、立木売払収入など		

＜公的関与が必要な森林の対象面積（部会案）＞

【単位：ha】

区分	公有林						私有林					
	県有林	県行造林	市町村有林	市町村行造林	財産区	計	記名共有林	生産森林組合	公社造林	一般	公団造林	計
人工林計 (140,694ha)	544	2,408	6,021	2,591	953	12,517	4,183	5,140	10,160	102,170	6,524	128,177
うち公的関与が必要 (81,328ha)	434	1,596	4,329	1,903	953	9,215	4,183	5,140	754	62,036	—	72,113
天然林等計 (424,437ha)	3,133	371	44,962	415	5,154	54,035	44,664	46,720	159	277,718	1,141	370,402
うち公的関与が必要 (36,981ha)	297	33	4,037	38	500	4,905	4,167	4,362	15	23,532	—	32,076

区分別面積合計

「ア．条件不利人工林（一般私有林）」	62,036
「イ．広葉樹林（里山、ブナ林等）」	36,981
「ウ．集落管理人工林」	10,276
「エ．条件不利人工林（公有林等）」	9,016
合計	118,309